

家畜共済加入者の皆様へ

待期間中の事故であっても 共済金の対象になる場合があります

家畜の導入などの共済責任期間開始日から2週間以内（待期間）に発生した死廃事故及び病傷事故は、事故原因が導入前であることがあるため、原則として、共済の対象になりません。

しかし、事故原因が加入後であることが明らかなケースは、共済の対象になる場合がありますので、家畜の導入及び事故の発生がありましたら、当組合に速やかにご連絡ください。

○家畜共済の対象になる事故の例（事故原因が加入後である場合）

分類	事故	事故原因
外傷	切創、挫創、骨折、脱臼、 焼死、圧死、溺死など	受傷、滑走、転倒、 火災、自然災害など
突発的に 発症する病気	中毒など	有害な飼料の摂取など

共済の対象にならない場合は、事故外診療として診療費が掛かりますが、大切な家畜の健康のためにも、異常があれば、早期に獣医師の診療を受けてください。

飛騨農業共済事務組合 事業課 畜産係
電話 (0577) 35-0310
FAX (0577) 35-0388